

お知らせ 講座 募集

町税(町県民税、固定資産税、軽自動車税および国民健康保険税)の納付について、一時に納付することが困難な時は、納税の猶予を受けられる場合があります。

納税の猶予が受けられます

軽自動車税納付確認システム「JNKS」の導入により継続検査窓口での納税証明書の提示が不要になっています。そのため、軽自動車税を口座振替などでお支払いされた分の継続検査用(車検用)の納税証明書は、二輪と三輪のみの発送となります。

軽自動車の車検用納税証明書の提示は不要です

保険証は、郵便局員が手渡しで配達する「簡易書留」により7月中旬に郵送します。役場窓口での交付を希望する人は、必ず6月19日(水)までにご連絡ください。交付は、7月12日(金)から行う予定です。

新しい国民健康保険証・後期高齢者医療保険証を発送します

町では、一般不妊治療(人工授精)を受けているご夫婦の経済的負担を軽減するため、治療に要した費用の一部を助成します。

一般不妊治療助成について

●助成対象(①〜⑦全て該当の人)
①法律上の婚姻をしている夫婦
②治療期間の初日における妻の年齢が41歳未満である
③他の自治体、医療保険の付加給付等の助成を受けていない
④一般不妊治療を受けた日から申請日までの間、夫婦のいずれかが継続して町内に住民登録があり、かつ、居住している
⑤町税を滞納していない

税金は納期限を過ぎると、督促料や延滞金の加算がありますので、猶予などの納税相談や申請は、できるだけ納期限前にご相談ください。

●猶予が適用される場合
①ご本人またはご家族が病気にかかった場合
②事業を廃止し、または休止した場合
③事業に著しい損失を受けた場合
④その他やむを得ない理由により納付できない場合

●対象者
今年度(令和6年度)に新規でわな猟免許を取得する町内在住の人

わな猟免許取得を補助

●補助対象
わな猟免許取得に要する一部の経費(上限1万3,500円)

電気牧柵・箱わななど設置費用を補助

●補助対象
農作物の鳥獣被害防止を目的とする電気牧柵・箱わななどの設置



●対象者
①町内在住の人
②町に本社があるまたは、本店がある法人で町内の農地を耕作し、自ら農業などを行っていること

電気牧柵・箱わななど設置費用を補助

●補助率
事業費の2分の1以内(上限5万円)

電気牧柵・箱わななど設置費用を補助

農作物の鳥獣被害防止のために電気牧柵や箱わなの設置に対して町が補助金を交付します。申し込みには見積書や申請書が必要です。詳しくはお問い合わせください。

スマホ

大津で「走る！スマホ教室」6月のスケジュール

●問い合わせ 役場総務課 行革・デジタル推進係 ☎096(293)3111

講座名	内容
①スマホを触ってみよう	基本操作・地図・カメラ
② iPhone(入門編)	画面の見方・電話・文字入力・メール
③ Android(入門編)	画面の見方・電話・文字入力・メール
④ iPhone(基礎編)	地図を使った基本操作・ルート検索
⑤ Android(基礎編)	カメラ撮影・動画の撮影・QRコード読み取り
⑥ iPhone(応用編)	インターネット・音声操作・アプリ追加
⑦ Android(応用編)	インターネット・音声操作・アプリ追加
⑧スマホのセキュリティ	よくある不安・詐欺の手口・安全な使い方
⑨LINEでコミュニケーション	LINEの使い方・大津町公式LINEアカウントの登録方法
⑩アプリでネットショッピング	商品の探し方・注文や支払い方法
⑪スマホ決済	スマホ決済とは・不安要素と対処法・アプリ登録
⑫始めよう！災害の備え	防災対策・情報収集・おすすめの防災アプリ

●対象 町在住または町在勤の人
●費用 無料
●定員 各回3人(先着順)
●申込方法 開催日の3日前までに予約してください。

予約はこちらから！
0800(111)9442
受付時間 午前9時～午後5時
※土日祝日も受け付けできます。

スマホ教室がどこでも駆け付けます！
※出張するには条件があるため、まずはお問い合わせください。

期日	場所	11:00~12:00	12:30~13:30	14:30~15:30	16:00~16:45
6月	4日(火)	大津町役場 庁舎前広場	③ Android(入門編)	①スマホを触ってみよう	⑧スマホのセキュリティ
	11日(火)	イオン大津店 北側広場	①スマホを触ってみよう	⑫始めよう！災害の備え	③ Android(入門編)
	18日(火)	大津町役場 庁舎前広場	①スマホを触ってみよう	⑤ Android(基礎編)	⑧スマホのセキュリティ
	25日(火)	イオン大津店 北側広場	③ Android(入門編)	⑦ Android(応用編)	⑨ LINEでコミュニケーション
7月	2日(火)	大津町役場 庁舎前広場	①スマホを触ってみよう	⑩アプリでネットショッピング	⑪スマホ決済

個別相談(要予約)
スマホのことなら何でもご相談ください！

飲酒

飲酒ガイドラインが公表されました

●問い合わせ 役場健康保険課 健康推進係(町子育て・健診センター内) ☎096(294)1075

アルコール健康障害の発生を防ぐ目的で、国として初めて作成した「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」が公表されました。

ガイドラインでは、生活習慣病のリスクを高める飲酒量は1日あたりの「純アルコール量」で男性40グラム以上、女性20グラム以上であるとしています。純アルコール量20グラムは500ml缶ビール1本に相当します。また、飲酒量が多くなることは、病気や怪我の可能性を高めるだけでなく、飲酒後の危険な行動につながる可能性も高くなるとして、飲酒量への注意を呼びかけています。

お酒は、伝統と文化と密接に関係しており、生活に深く浸透していますが、不適切な飲酒が健康障害などにつながる一面もあります。

一人一人がアルコールのリスクを理解して、自分に合ったお酒との付き合い方を考えていきましょう。

